

三重県人材開発センター管理運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、三重県人材開発センター（以下「人材開発センター」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所 属)

第2条 人材開発センターは津高等技術学校に付設する。

(業 務)

第3条 人材開発センターは主として次の業務を行う。

- (1) 能労働者に対する技能の維持向上のための訓練及び研修等の実施
- (2) 事業主（企業）等の行う教育訓練に対する施設又は設備の貸与及び技術援助
- (3) 技能検定及び技能競技大会等への施設、設備等の貸与
- (4) 職業訓練及び技能検定に関する情報の提供及び相談
- (5) その他職業訓練及び技能検定の振興に必要な業務

(在職者訓練及び再訓練)

第4条 第3条第1号に規定する訓練及び研修等のうち在職者訓練及び再訓練の実施については別に定めるところによる。

(事業主等の行う教育訓練に対する援助)

第5条 第3条第2号に規定する援助については別に定めるところによる。

(施設等の使用)

第6条 事業主等が人材開発センターの施設を利用しようとするときは、校長に様式第1号による『人材開発センター使用許可申請書』を提出しなければならない。

- 2 校長は前項の規定による申請書が提出されたときは、すみやかにその可否を決定して様式第2号により申請者に通知するものとする。

(使 用 料)

第7条 事業主等が施設を使用する場合、使用料は原則として無料とする。

(使用者の遵守事項)

第8条 施設等を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 第6条第1項の規定による使用許可申請書記載の使用目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 設備の移動、その他の行為をしようとするときは、あらかじめ具体的計画を提出し協議すること。
- (3) 施設等の使用について、戸締、火気、電気、水道、保全、清掃等に関しては校長の指示に従うこと。

(4) 機器・器具を搬入し、電気または水道を使用する際は、当該設備の許容を超えないなど、安全に使用すること。

2 校長は前項の規定に反すると認めるとき、又は施設を損傷するおそれがあると認めるときは、その使用を中止又は取消することができる。

(損害賠償)

第9条 施設等を損傷又は滅失したときは、校長の定める方法により、その損害を賠償しなければならない。

(使用計画等の提出)

第10条 校長は、施設等の使用について翌月分の計画を様式第3号により、また前月分の使用状況を様式第4号により、毎月15日までに職業能力開発課長に報告するものとする。

(運営協議会等の設置)

第11条 校長は、人材開発センターの運営に関し、職業訓練、技能検定、産業団体及び教育の関係者等により組織する「運営協議会」を設け運営事項を協議することができる。

第12条 この要綱に定めるほか、人材開発センターの管理及び運営に関し、必要な事項は校長が定める。

附則

1、この要綱は、センター業務開始の日から適用する。

附則

2、この要綱は、令和6年10月1日から適用する。